十五　51の2.1(e)(ii)中「又は20.5(d)」を「、20.5(d)又は20.5の2(d)」に改める。

十六　55.2(a)の2)中「20.3(b)」の下に「、20.5の2(b)、20.5の2(c)」を、「20.5(b)」の下に「、20.5(c)、20.5の2(b)、20.5の2(c)」を加える。

十七　57.2の表題を「額及び移転」に改める。

十八　57.2(c)及び(d)中「速やかに」を削り、57.2(c)及び(d)(i)中「国際予備審査機関は、」の下に「96.2の規定に従つて」を加え、57.2(d)(ii)中「負うものとし、」及び「交換し、」の下に「96.2の規定に従い、」を加える。

十九　第七十一規則の表題中「国際予備審査報告」の下に「及び関連書類」を加え、71.1を71.1(a)とし、71.1(a)の次に71.1(b)として次のように加える。

(b)　国際予備審査機関は、実施細則に従つて、国際予備審査の一件書類中その他の書類の写しを国際事務局に送付する。

二十　82の3.1(b)中「又は20.5(d)」を「、20.5(d)又は20.5の2(d)」に改め、82の3.1(b)及び(c)中「若しくは20.5(b)」を「、20.5(b)若しくは20.5の2(b)」に改め、「20.5(c)」の下に「若しくは20.5の2(c)」を加え、82の3.1(d)中「20.5(c)」の下に「又は20.5の2(c)」を、「当該欠落部分」の下に「、又は当該正しい要素若しくは部分」を加え、「当該部分」を「当該欠落部分又は当該正しい要素若しくは部分」に改める。

二十一　82の4.1の次に82の4.2として次のように加える。

82の4.2　官庁における電子的な通信手段の不通

(a)　いずれの国内官庁又は政府間機関も、当該国内官庁又は政府間機関が認める電子的な通信手段のいずれかの不通により、当該国内官庁又は政府間機関に対し行為を行うための規則に定める期間が遵守されなかつた場合には、その期間が遵守されなかつたことによる遅滞を許容する旨を定めることができる。ただし、それぞれの行為が、当該電子的な通信手段が回復した後続の最初の就業日に行われたことを条件とする。関係国内官庁又は政府間機関は、不通期間を含む当該不通に関する情報を公表するとともに、国際事務局にその旨を通知する。

(b)　指定官庁又は選択官庁は、(a)に定める情報が公表される時に、第二十二条又は第三十九条に規定する行為を既に行った出願人に対し、(a)に定める期間が遵守されなかつたことによる遅滞の許容を考慮する必要はない。

二十二　94.1(c)を次のように改める。

(c)　国際事務局は、国際予備審査報告の作成の後、選択官庁により請求された場合に、当該選択官庁に代わつて、(b)の規定により、71.1(a)又は(b)に基づいて国際予備審査機関から国際事務局に送付された書類の写しを提供する。国際事務局は、速やかにこの請求の詳細を公報に掲載する。

二十三　第九十六規則の表題を「手数料表並びに手数料の受領及び移転」に改め、96.1の次に96.2として次のように加える。

96.2　手数料の受領の通知及び手数料の移転

(a)　この96.2の規定の適用上、「官庁」とは受理官庁（受理官庁として行動する国際事務局を含む。）、国際調査機関、補充国際調査のために指定された機関、国際予備審査機関又は国際事務局をいう。

(b)　この規則又は実施細則に従つて他の官庁のための手数料を徴収する官庁（「徴収官庁」）は、実施細則に従つて速やかに当該他の官庁（「受益官庁」）に当該手数料の受領を通知する。受益官庁は、当該通知の受領により、徴収官庁が手数料を受領した日に当該手数料を受領したものとして処理する。

(c)　徴収官庁は、実施細則に従い、受益官庁のために徴収した手数料を当該受益官庁に移転する。

○財務省　農林水産省　経済産業省告示第十一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和二年六月二十二日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：函館支店 郵便番号：040―0063 所在地：北海道函館市若松町３―６ 電話番号：0138―23―5621	営業所又は事務所の名称：函館支店 郵便番号：040―0001 所在地：北海道函館市五稜郭町33―１ 電話番号：0138―35―5022

(2)　変更年月日
令和２年６月22日

(3)　変更の理由
移転のため

○農林水産省告示第千二百一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第二項第三号及び第三十九条の二十六第二項第三号の規定に基づき、平成三十年九月二十日農林水産省告示第二千九十八号（租税特別措置法施行令第十七条第二項第二号及び第三十九条の二十六第二項第二号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和二年六月二十二日　農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正前		改正後	
名称	位置	名称	位置
（略）	（略）	株式会社茨城県中央食肉公社食肉地方卸売市場	茨城県東茨城郡茨城町大字下土師字高山千九百七十五番地
栃木県食肉地方卸売市場	栃木県芳賀郡芳賀町大字稲毛田千九百二十一番地七	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）